

令和7年度

「豊島区民交通傷害保険」

団体加入のご案内



区民交通傷害保険は、豊島区が窓口となっている区民の皆さまのための保険です。

日本国内・国外を問わず車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院や通院治療日数と通院治療期間に応じて保険金をお支払いする制度です。また、XJ・AJ・BJ・CJの各コースへ加入することにより、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度もございます。

保険内容の詳細につきましては、リーフレットをご覧ください。

☆☆ 区民交通傷害保険の主な内容 ☆☆

申込期間	令和7年2月3日(月)から3月31日(月)まで ※団体(町会等)によって別に申込期限を設けている場合があります。 詳しくは団体の担当者へお問い合わせください。			
申込資格	令和7年4月1日時点で豊島区にご住所のある方および在勤者・在学者 (年齢や職業、国籍による加入制限はありません。)			
保険期間	令和7年4月1日(午前0時)から令和8年3月31日(午後12時)まで1年間 ※令和6年度に区民交通傷害保険にご加入されている方の保険期間は、令和7年3月31日で期間満了となります。			
一時払保険料 と保険金額	コース	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
	XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	A	区民交通傷害Aコース	1,200円	150万円(交通傷害)
	B	区民交通傷害Bコース	2,000円	350万円(交通傷害)
	C	区民交通傷害Cコース	3,300円	600万円(交通傷害)
<p>※全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)を自動セットします。 ※自転車を利用する場合は「自転車賠償責任プラン」がセットされたコース(XJ・AJ・BJ・CJコース)へのご加入をおすすめします。 ※保険料は掛け捨てになります。 ※入院や通院治療日数、賠償金に応じて保険金をお支払いします。 ※対象となる事故等の詳細は、裏面またはリーフレットをご覧ください。</p>				
ご加入の 手続き	・加入している団体(町会等)の担当者までお問い合わせください。 団体の担当者が皆さまのお申込みを取りまとめて、加入手続きを行います。			

本チラシは、概要のご説明です。詳細につきましては、リーフレットをご覧ください。下記お問い合わせ先までご照会ください。

【お問い合わせ先】

○豊島区区民部区民活動推進課管理グループ(区民交通傷害保険窓口)
豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所6階 東13
(電話)03-4566-2311 平日午前9時から午後5時まで

【引受保険会社】

○損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課
新宿区西新宿1-26-1
(電話)03-3349-9666 平日午前9時から午後5時まで

■締切日ご注意ください!
申込書は地区委員または班長
までお申し出ください。
団体申し込みをまとめるため
高松二丁目町会の締め切りは
3月15日(土)となります。

回覧